

通達甲 (副監. 警. 人1. 庶) 第5号

平成 2 9 年 3 月 2 8 日

存 続 期 間

部 長 、 参 事 官  
各 殿  
所 属 長

副 総 監

サイバーセキュリティスペシャリストの認定及び運用に関する要綱の制定について

【沿革】 平成30年 6月通達甲 (副監. C S) 第11号

令和元年 6月同 (副監. 総. 文. 審) 第25号、10月同 (副監. C S) 第36号

7年 7月同 (副監. 警. 給. 企) 第12号

8年 3月同 (副監. C S) 第 8 号改正

このたび、別添のとおり、サイバーセキュリティ上級捜査官等認定要綱を制定し、平成 2 9 年 4 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

サイバーセキュリティスペシャリストの認定及び運用に関する要綱

## 第 1 目的

この要綱は、サイバーセキュリティスペシャリスト (警視庁職員任用規程 (昭和 6 1 年 3 月 2 7 日訓令甲第 3 号) で定めるサイバー犯罪捜査官に準じるコンピュータ及びネットワークに関する知識及び技能を有し、かつ、サイバー事案 (警察法 (昭和 2 9 年法律第 1 6 2 号) 第 5 条第 4 項第 6 号ハに規定するサイバー事案をいう。) に係る捜査実務に精通する者 (以下「スペシャリスト」という。)) の認定及び運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 準拠

スペシャリストの認定及び運用については、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 委員会の設置

- 1 警視庁本部にサイバーセキュリティスペシャリスト認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、サイバーセキュリティスペシャリスト認定試験（以下「認定試験」という。）の実施その他認定に必要な事項について審議を行うことを任務とする。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。
  - (1) 委員長 サイバーセキュリティ対策本部長
  - (2) 副委員長 サイバーセキュリティ対策本部副本部長
  - (3) 委員 人事第一課長、人事第二課長及び教養課長
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、必要により、サイバーセキュリティについて専門的知識を有する団体又は個人に対して、認定に関する事務の一部を委任することができる。
- 7 委員会の事務局は、サイバーセキュリティ対策本部に置く。

### 第4 認定の基準

スペシャリストの認定基準は、別表の「サイバーセキュリティスペシャリスト認定基準」のとおりとする。

### 第5 試験の方法

認定試験は、筆記試験、実技試験及び面接試験を行うものとする。

### 第6 受験資格

認定試験の受験資格は、巡査部長以上の階級にある職員のうち、次に定める要件を全て満たしている者とする。

- 1 原則として、通算して2年以上の捜査実務経験を有すること。
- 2 委員長が定める要件を満たしているもの。
- 3 所属長が推薦した者であること。

### 第7 認定試験の実施

- 1 認定試験は、毎年1回以上実施するものとする。
- 2 委員長は、認定試験を実施する場合は、実施日時、実施場所その他必要な事項を所属長

に通知するものとする。

## 第8 合格者の決定及び認定

委員会は、認定試験の結果に基づき合格者を決定し、スペシャリストの認定を行うものとする。

## 第9 認定者の通知

委員長は、スペシャリストに認定された職員の氏名及び認定年月日を当該職員の所属の長に通知するものとする。

## 第10 認定証の授与

委員長は、スペシャリストに認定された者に対して、別記様式の「認定証」を授与するものとする。

## 第11 人事ファイルへの登録

委員長は、スペシャリストに認定された者を、人事・給与事務総合管理システムにより人事ファイルに登録するものとする。

## 第12 スペシャリストの運用

スペシャリストは、原則として、高度に専門的な知識を要するサイバー事案への対処に当たらせるものとする。

## 第13 認定の取消

- 1 所属長は、自所属のスペシャリストが次のいずれかに該当し、認定の取消しを要すると認める場合は委員長に上申するものとする。
  - (1) 健康上その他の理由から、勤務に支障が生ずると認められるとき。
  - (2) 勤務成績が良好でないとき
  - (3) その他スペシャリストとして適性がないと認められるとき。
- 2 前1の規定による上申があった場合は、認定の取消しの適否について委員会において審議し、委員長は、その結果を上申した所属長に通知するものとする。
- 3 委員長は、スペシャリストの認定の取消しを決定したときは、人事・給与事務総合管理システムにより人事ファイルの削除登録をするものとする。

## 第14 その他

この通達の実施に必要な細部事項については、別に定める。

別表

サイバーセキュリティスペシャリスト認定基準

基 準
<p>1 サイバー事案への対処に関する極めて高度な知識及び技能を有し、応用能力及び指導能力に秀で、他の模範と認められる。</p> <p>2 サイバー事案への対処に関する高度に専門的な捜査要領についての知識を有し、平素の勤務成績が優秀で、豊富な捜査経験に基づき、専門的見地から捜査の中心的役割を担うことができる。</p> <p>3 情報処理に関して幅広く高度な知識及び技能を有し、捜査実務に応用するとともに、他の警察職員に対し、技術的助言を行い、自ら技術的問題を解決する能力を有する。</p>

別記様式

# 認 定 証

氏 名

サイバーセキュリティスペシャリストに認定する

年 月 日

サイバーセキュリティスペシャリスト認定委員会委員長

副総監

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。